

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第47条第2項の規定に基づき、京都大学国際戦略本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 本部は、京都大学（以下「本学」という。）における次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際戦略に係る施策の企画立案及び調整
- (2) 国際交流に係る支援
- (3) 海外拠点の設置、運営等
- (4) その他国際化の推進に関し必要な業務

(本部長)

第3条 本部に、本部長を置く。

- 2 本部長は、本学の理事のうちから、総長が指名する。
- 3 本部長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 本部長は、再任されることがある。
- 5 本部長は、本部の所務を掌理する。

(副本部長)

第4条 本部に、副本部長を置く。

- 2 副本部長は、本学の教職員のうちから、本部長が指名し、総長が委嘱する。
- 3 副本部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する本部長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 副本部長は、本学の国際化の推進等について、本部長を補佐し、適切な助言を行う。

(運営協議会)

第5条 本部に、本部の運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) 本部長
  - (2) 総長が指名する理事
  - (3) 副本部長
  - (4) 部局の教授 若干名
  - (5) 企画・情報部長
  - (6) 教育推進・学生支援部長
  - (7) その他本部長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第4号及び第7号の協議員は、本部長が委嘱する。

3 第1項第4号及び第7号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱する本部長の任期の終期を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 本部長は、協議会を招集し、議長となる。

第8条 協議会は、必要と認めるときは、協議員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第9条 協議会は、協議員（出張中の者を除く。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議会の議事は、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

3 前2項の規定にかかわらず、協議会の指定する重要事項については、協議員（出張中の者を除く。）の3分の2以上が出席する協議会において、出席協議員の3分の2以上の多数で決する。

（専門部会）

第10条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（その他）

第11条 第7条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（部員）

第12条 本部に部員を置き、本部長が指名する教職員をもって充てる。

（雑則）

第13条 本部に関する事務は、企画・情報部企画課において行う。

第14条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、協議会の議を経て本部長が定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 京都大学国際交流推進機構規程（平成17年達示第11号）は、廃止する。